

運 営 規 定

(プ ラ ン タ ン I)

(事業の目的)

第1条 有限会社環境設備が開設するグループホームプランタンI(以下「プランタンI」という。)が行う認知症(介護予防)対応型共同生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を図るため、管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に快適なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 プランタンIの従事者は、認知症要介護者の心身の特性を踏まえて、総合的に日常生活動作の維持や回復を図るとともに、生活の質の確保と向上を重視した集団生活が継続できるように、入居者を支援する。
また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、良好な総合的サービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所等は、次のとおりとする。
(1) 名称 グループホーム プランタン I (平成15年9月1日)
(2) 所在地 旭川市東旭川町上兵村464-1

(職員及び職務内容)

第4条 プランタンIに勤務する職員の職種・人数・職務内容は、次のとおりとする。
(1) 管理者 …………… ユニット毎に 1名(計画作成担当者と兼務できる)
管理者は、介護従事者の管理、入居者希望の入居に関わる調整及び事業所の運営管理と職員の指揮監督にあたる。
(2) 計画作成担当者 ……… ユニット毎に 1名(管理者と兼務できる)
計画作成担当者は、入居者の心身の状況に応じ、入居者に合った介護計画を作成し、日常生活のプランニングするとともに介護従事者を指導する。
(3) 介護従事者…………… ユニット毎に 7名(内、夜勤者は2名)
介護従事者は、入居者の生活全般の介助・支援・相談を行い、それらに付随するあらゆる業務を行う。

(入居定員)

第5条 プランタンIの入居定員は、次のとおりとする。
(1) ユニット毎に 9名(3ユニットで27名)とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、認知症の複数の要介護者に小集団の生活の場を提供し、日常生活に社会的な役割を与えながら、日常動作や体幹機能の訓練等を行うこととする。

(介護報酬・利用料等)

第7条 入居者が負担する介護報酬及び利用料等は、次のとおりとする。

(1) 介護報酬

入居者が負担する介護報酬の額は、介護保険法の規定による介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に応じた額とする。

(2) 利用料

入居者が負担する利用料の額は次のとおりとし、利用者に説明し支払いに同意する旨を利用契約書により承諾を受けるものとする。また、月の途中で入居・退居する場合は、1日あたりの単価で日割計算する。但し、退居の場合は、食材費のみ日割計算とする。

ア	家賃	1か月	31,000円(一部屋につき)	※生活保護	28,000円
		1日あたり単価	1,033円	※生活保護	933円
イ	食材費	1か月	45,000円(1人につき)		
		1日あたり単価	1,500円		
ウ	水道・光熱費	1か月	22,000円(1人につき)		
		1日あたり単価	733円		
エ	冬季加算(10月～4月)	1か月	10,000円(1人につき)		
		1日あたり単価	333円		

- 2 前項のほかに、日用品代・通院時の医療費・交通費その他の費用負担について、入居の際に説明し負担について同意を得る。

(入居及び入居の際の必要事項)

第8条 入居の際の必要事項は、次のとおりとする。

- (1) 入居希望者は、入居申込書により、必要書類を添えて事業所を申し込む。
- (2) 面接・身上調査は、入居者本人及び身元引受人との面談により行うものとし、調査は、生活状況・家庭内状況・健康状況・経済状況について行う。
- (3) 前号の調査等を経た後、入居を認めた方に入居承認通知書を送り承認する。また、不相当と認めた方、又は空室がないときは入居不承認の通知をする。
- (4) 入居の承認を得た方は、次の書類を提出し、詳細について説明を受ける。
 - ア 利用契約書 ・ 重要事項説明書
 - イ 個人情報使用及び手続き代行同意書
 - ウ 身元引受書
 - エ 健康診断書
 - オ その他管理者が必要と認めた書類

- 2 身元引受人は、原則として旭川市及び近郊に居住し独立の生計を営む者とする。ただし、未成年でない者とする。
- 2 身元引受人は、身元引受書を提出するとともに、入居者の通院・入院、退居、その他不測の事態が生じたときには適切な方法を講ずるとともに、入居者とともに連帯して其の責任を負う。

(利用契約の解除)

第9条 利用契約の解約は、次のような場合とする。

- (1) 利用者から、退居届が提出されたとき。
- (2) 利用料が滞納となり、支払が不可能となったとき。
- (3) 入居者の病状が悪化し、事業所での生活に著しく支障があると認められ、医師の診断により長期入院となったとき。
- (4) 入居時に、虚偽の届出をして入居したとき。
- (5) 前各号のほか、事業所での生活が不相当と認められたとき。

(緊急時の対応)

第10条 介護従事者等は、入居者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置をするとともに、管理者に報告しその指示に従う。

(非常災害時対策)

第11条 介護従事者等は、非常災害が発生したとき、直ちに管理者に報告し指示を受けるとともに、公共機関及び医療機関等との連携を密にして、入居者の安全確保に努める。

(研修)

第12条 事業所は、介護サービスの質的向上を図るために、次により、職員に研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修
- (2) 随時研修

(秘密の保持)

第13条 介護従事者等は、職務上知りえた入居者及び家族の秘密を他に漏らすことはない。
2 前項の秘密保持のため、従業員在職のとき及び従業員でなくなった後も秘密の保持を担保させるため、誓約書を採用時に提出させる。

(入居者の便宜支援)

第14条 管理者または施設長は、入居者及び身元引受人から依頼され、やむを得ないと認められるときは、入居者及び身元引受人に代わって指定された用事を代行する。
2 第1項の用事の代行は、事務代行依頼書及び保管依頼書により依頼された事項のみとする。
3 前項の依頼を引き受けるに当たっては、念のため身元引受人から念書を徴する。
4 第2項の依頼をされ第3項の念書が徴され、便宜支援を引き受けたときは、保管・管理金品の受領書を身元引受人(身元引受人がいない場合は入居者本人)あて交付する。

(その他)

第15条 この規定に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(規定の改廃)

第16条 この規定の改廃は、役員会の議を経て、代表取締役が行う。